

政令第三十二号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号を次のように改める。

二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

第一条第一項第三号中「平成三十一年三月四日」を「平成三十六年二月二十九日」に改める。

第二条中「スペインを原産地とするものにあつては十四・〇パーセント、中華人民共和国を原産地とするものにあつては」及び「、南アフリカ共和国を原産地とするものにあつては十四・五パーセント」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年三月五日から施行する。

（不当廉売関税の還付に関する経過措置）

2 この政令による改正前の電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（以下「旧令」という。）第一条第一項に規定する特定貨物のうちスペイン又は南アフリカ共和国を原産地とするものに係る旧令の規定により課された不当廉売関税の関税率法第八条第三十二項の規定による還付の請求における電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第五条の規定の適用については、同条中「翌年八月三十一日まで」とあるのは、「翌年八月三十一日まで（平成三十年九月一日から平成三十一年八月三十一日までにあつては、平成三十年九月一日から平成三十一年三月四日まで）」とする。